



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	欧米と日本における貧困削減へのアプローチ（Working Paper）：社会の持続性から論点を提示する
Author(s)	青木, 紀
Citation	教育福祉研究, 15, 23-37
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39616
Type	departmental bulletin paper
File Information	JESW15_003.pdf



欧米と日本における貧困削減へのアプローチ (Working Paper) —社会の持続性から論点を提示する—

青 木 紀

はじめに

今日、貧困は地球上の一部の問題になり、ジェフリー・サックスの『貧困の終焉—2025年までに世界を変える—』（鈴木・野中訳、早川書房、2006年）が述べているように、富の再分配が行き渡れば、もはや解決可能である段階にあるようにも思われる。

しかし依然として、「遠くの国々」の悲惨な貧困状況をメディアは日々伝えてくるし、他方でアメリカの貧困を描いた著作がベストセラーになり、ヨーロッパでも貧困と社会的排除がEUの大きな課題として存在し、日本においても「貧困」が社会問題として登場し、関連する書籍が店頭に並列されている状況にある。しかも、追い打ちをかけるように、アメリカ発のサブプライムローン問題は世界中に影響を与えてきている。だから現局面は、途上国のみならず、先進国においても「現代の貧困」が社会問題として表舞台に登場している。

本報告では、「欧米と日本における貧困削減アプローチ」ということが課題なので、世界レベルの貧困の問題は念頭にはおきつつも、あるいはそれがまた先進国の貧困問題とも関連し合っていることを意識しながらも、なぜ先進国の中でも貧困が社会問題としてつねに形成され続けている国とそうでない国とが生まれ、とくに日本はどこにあるのか、このことに焦点を合わせる。そのため、いわゆる比較福祉国家論視点を基本に据えながら、日本の貧困問題がどのように現象し始め、日本社会の再生産の仕組みをほり崩しはじめてきているか、その基礎にある構造をどう捉えるべきか、貧困削減はどのような方向が目指されるべきか、こ

れらを論じていく。とはいえ、あくまで大きな枠組みとして、である。

1. 基本視点と課題

(1) 貧困の世代的再生産

貧困の世代的再生産とは、ある国あるいは社会において、現象的には二世以上に渡って、社会的に受容できないほどの貧困な生活状態が続くような状況が、ある集団あるいは層として形成されてきている事実を重視した概念である。それはまた、不平等の世代的再生産の一角を占める。

この視点からすれば、いわゆる途上国の場合、古い制度や慣行の残存と関わって、それが階層・階級の固定的な再生産構造として「当たり前」に現れており、いわば基本構造となっているともいえる。しかしその理由とはともかく、先進国といわれる国々を対象に見ても、同じような現象は「見えにくい」が存在する。もしもそこに「貧困の世代的再生産」という現象が確認され、国によってその現象の質と量に差異があるとすれば、ある構造的な要因がそこには横たわっているといえる。

筆者が持ち続けている、その国の家族と社会福祉・社会保障あるいは教育保障のあり方と関連した関心はこの点に関わっている。それは、比較福祉国家論の世界的第一人者エスピン・アンデルセンのいう、国家と市場と家族というリンクにおける「家族主義」（「家族依存」）の強弱と福祉国家レジーム概念に関わるが、その問題意識もまた、いわゆる社会的流動性の実現、平等の実現といった点において同じである。

このような視点からの社会分析は、すでに「自由な個人が平等な環境で自由に競争するような資

本主義国」が確立していれば必要ない。しかし、階級とか階層の固定的性格が基礎に座った構造がその社会にある限り、つねに社会問題となる可能性を内包し、それはとくに、親と子どものライフコースを念頭に置いた「貧困の世代的再生産の構造」という視点にわれわれを立たせることを通じて、問題を浮き上がらせる。そこでは、個々人のライフコース上の「人生の見込み」(J. ロールズ)に焦点を合わせて家族形成のプロセスを見ることによって、市場と結合している家族資源の不平等をあらためて際だたせてくるからである。そしてそこからは、「平等な自由な競争」は依然として神話であることもクリアになる。

この場合あらかじめ留意しておきたいのは、資本市場からすれば、平均以上の利潤率が確保されればいいのであり、家族資源の格差の現実は見えなくてもいいということである。このような社会構造を当然のこととして疑いもなく支える要因として「家族主義」の存在がある。ここで家族主義とは、上記アンデルセンのいう「家族主義的なシステムは……家庭こそが家族の福祉の責任を第1

に負わなければならないと公共政策が想定(むしろ主張)するようなシステムのことである」(同『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺・渡辺訳、桜井書店、2000年)という引用文にあるような内容に近いものである。ここでは、とくに社会的規範やイデオロギーとして主張されているものを重視したい。なぜなら、それらが、家族資源と市場の関係の認識を曇らせる役割を強く果たしているようにも思われるからである。

(2) 構造的特徴

さて、先にどの国にも構造的な特徴があるとしたが、まずはそこから欧米先進国と日本の特徴をつかんでおきたい。このような大きな視点からの把握は、その国の骨格を推測するのにやはり必要である。はじめに、国民のもっとも関心が深い医療の財政支出構造、ついで社会福祉と教育費用の財政支出構造を見ていこう。

まず医療については、GDP(国民総生産)に占める保健医療費支出割合は韓国がとくに低い他は、大陸ヨーロッパ諸国においてやや高い傾向が

表1 医療・福祉・教育の国際比較

	財源別保健医療支出割合(100)				GDPに占める公的保健医療支出割合	全学校教育段階教育費のうち私費負担割合	高等教育段階のうち私費負担割合	GDPに占める公費(全教育費)割合	GDPに占める公的社会支出割合
	民間財源 自己負担	民間財源 民間保険	公的財源 社会保険	公的財源 一般政府					
	2005	2005	2005	2005	2005	2003	2003	2003	2003
スウェーデン	15	0	0	85	7.7	2.9	11.0	6.5	31.3
デンマーク	14	2	0	84	7.7	4.5	3.3	6.7	27.6
フィンランド	18	2	17	61	5.9	2.1	3.6	6.0	22.5
フランス	7	13	75	5	8.9	9.6	18.7	5.8	28.7
ドイツ	13	9	67	10	8.2	17.4	12.9	4.4	27.6
オーストリア	16	5	46	30	7.7	5.5	7.3	5.2	26.1
イギリス	13		0	87	7.2	16	29.8	5.1	20.1
カナダ	15	13	1	69	6.9	22.6	43.6	4.6	17.3
アメリカ	13	37	13	32	6.9	27.7	57.2	5.4	16.2
イタリア	20	1	0	76	6.8	8.1	27.9	4.6	24.2
スペイン	22	6	5	67	5.9	11.4	23.1	4.2	20.3
ポルトガル	22	4	1	72	7.4	1.7	8.5	5.8	23.5
日本	17		66	16	6.6	25.9	60.3	3.5	17.7
韓国	38	3	41	12	3.2	40.0	76.8	4.6	5.7
OECD 平均	20	6	32	41	6.7	12.0	23.6	5.2	20.7

注1) 公的社会支出とは所得補助、年金、医療、福祉などの社会保障給付費。

2) OECD データより作成。

あるものの、それほど極端な差はなく、日本はOECD平均よりやや低くなっている(6.6%)。しかし内容的には、教育や福祉の制度(領域)とは異なって、財源別医療費が社会保険を中心に組み立てられ、大陸ヨーロッパ諸国(フランス、ドイツなど)に近いことが大きな特徴となっている。一般政府の割合が高いのは北欧諸国とアメリカを除くアングロサクソン系諸国(イギリス、カナダ)および南ヨーロッパ諸国(イタリア、スペイン、ポルトガル)である。

しかし、日本の医療制度の基礎にある「社会保険のシステム」は、周知のように、勤労者と企業及び政府がそれぞれ応分を支出することによって成り立っている。したがって、当然、勤労者は社会保険料を支払ってこそサービスを受け取ることができる。仮にそれができない事態が生じた場合は、深刻な事態を生み出すこともある。

次にGDPに占める社会福祉や社会保障支出に関わった「公的社会支出割合」を見ると、北欧諸国、大陸ヨーロッパ諸国などにおいて高く、日本(17.7%)と韓国(5.7%)及びアングロサクソン系諸国のアメリカ(16.2%)などにおいて低くなっている。南ヨーロッパ諸国及びイギリスはその中間にある。

教育費を見ると、GDPに占める全教育費の公費割合は、北欧諸国が高く、ついでそのほかの欧米諸国となり、日本は表中のどの国より低く(3.5%)となっている。いいかえると、それだけ教育領域における私費負担割合が高く、とくに全学校段階教育費支出の公私負担区分で見ると、その割合は韓国(40.0%)、アメリカ(27.7%)日本(25.9%)となっている。その中でも私費負担割合が高いのは高等教育費であり、北欧のデンマークやフィンランドがわずか数%であるのに、韓国(76.8%)とともに日本は60.3%ときわめて高い。なお興味深いのは、アングロサクソン系諸国もまた高い(アメリカ57.2%、カナダ43.6%)ことである。ここには授業料の有償・無償が大きく反映されていると推測される。

このような3つの分野の財政支出構造から比較

してみると、東アジアと欧米の差だけでなく、欧米の中でもかなりの制度的な構造的差異が横たわっていることが読み取れる。問題は後に見ていくように、このような構造から規定されている人びとの生活や家族の再生産過程に今何が起きているか、である。これがその国の経済や社会の再生産とうまくかみ合った構造として安定しているならば、貧困が社会問題としては登場することはないかもしれない。

ともかく、この表1からいえるのは、医療に保険を使えるかどうか、その医療を含んで教育や福祉領域において、一般にいいサービスを市場から購入しその利益を得るためには、たとえば日本では、その私費負担に耐える個人や家族の収入・所得の多寡がどうかが決定的であること、したがって人びとの人生は、とくに子どもはそこから重大な影響を受けざるをえないことである。

概して、医療は大陸ヨーロッパ諸国、教育と福祉はアングロサクソン系諸国と似た構造を有している。このことに留意しながら、以下日本の分析に入ろう。

2. 危機的諸現象

—保険料支払い基盤の脆弱性

(1) 社会保険料

さて、先進国における貧困という場合(それ以外の国々においても)、もっとも深刻なのは、必要なときに心配なく医療にかかれるかどうかである。このことは、われわれの「貧困観調査」(2005~2007年)の結果からもはっきりしており(たとえば青木紀・杉村宏『現代の貧困と不平等』明石書店、2006年など参照)、人びとは基本的にはかつての歴史的な飢餓段階を克服したという意識のもとで、この医療・健康と貧困の關係に強い印象を持っているようである。

それは、日常的な生活世界では、一般に人びとは絶対的貧困認識に近いイメージを「貧困」に抱いていることを示している。そのことはともかく、今注目しなければならないのは、しばしばメディアが報じているように、世界から賞賛される「国

民皆保険」であったはずの日本でも、国民健康保険料の滞納率の高さが大きな問題となっていることである。その影響は、子どもが医療にかかれないうという深刻な事態まで招来している。その実態はほとんど言及する余地はないが、ここでは保険料を「払えない・払わない」という議論のうち、「払えない」であろう構造の一断面を家計調査から見ておきたい。

ここで注目しておきたいのは2つある。1つは、一人当たりの保健医療費支出は、この五分位収入階級でみたかぎり、第Ⅴ階級がいくぶん高い他はほとんど差がないことである。いま1つは、この表の社会保険料が健康保険料だけでなく、公的年金保険料、介護保険料などを含むものの、実収入に占める社会保険料の割合は、どの階級においても大きく変わらず8.3～9.3%になっていることである。これは直接税を実収入で除した値が、階級が上がるにつれて上昇している（累進的）のに対して好対照である。つまり、それだけ低所得階級の保険料負担は重い（逆進性を帯びている）ということである。保険料を「払わない・払えない」という議論の前提に、まずこのことが問題である。

ここからは、すでに次のような事実が生まれている。1)たとえば国民健康料滞納世帯が2006年に480万世帯（国保加入世帯の約2割）となり、滞納後は短期保険証あるいは資格証明書が発行さ

れるものの、そこではいったんは病院窓口で全額支払いが必要なことから、実際はほとんど診療抑制となる可能性が高い。さらに深刻なのは、保険料滞納は子どもの診療に影響し、「保険証ない中学生以下3万人」（朝日新聞2008年10月29日付け）という事態が生み出されていることである。2)また国民年金納付率は、1990年代半ばまで80%以上を維持していたが、その後低下しはじめ、途中小さな盛り返しがあったものの、2006年では63.9%（社会保険庁）となっている。ただでさえ低い国民年金額の現状に加えて、制度そのものの維持が問題となっている。

このような事態が示唆しているのは、貧困・低所得層の社会保険料支払いの困難を通じて、社会保険制度を骨格として成り立っている福祉国家の存立基盤そのものも危うくなっていることである。

（2）ワーキングプア

もちろん、このような状況の背後に「支払わない」という道徳心の低下がまったくないとはいえない。また国に対する信頼の低下もあるだろう。しかし、何といても、支払いもおぼつかないような状況が背後に横たわっていることを見ておく必要がある。いわゆる生活保護水準以下で生活を余儀なくされているワーキングプアが存在である。もはやこのことはよく知られており（たとえばNHKスペシャル「ワーキングプア」など）、多

表2 収入五分位階級別に見た社会保険料の位置（勤労者世帯）（2007年）

(月平均額)	第Ⅰ階級 ～ 369万円	第Ⅱ階級 369～ 504万円	第Ⅲ階級 504～ 657万円	第Ⅳ階級 657～ 871万円	第Ⅴ階級 871万円 ～
A 実収入（円）	243,246	344,726	436,288	560,601	815,507
B 可処分所得（円）	214,225	297,424	372,971	468,182	657,776
一人当たり可処分所得（円）	113,949	119,447	122,286	146,766	187,401
第Ⅰ階級＝100	100	105	107	129	164
C 消費支出計（円）	174,035	228,644	271,371	330,800	444,257
一人当たり保健医療費（円）	3,230	3,181	3,039	3,412	4,444
D 非消費支出計（円）	29,021	47,301	63,317	92,419	157,731
直接税÷A＝（％）	3.6	4.8	5.5	7.2	10.2
社会保険料÷A＝（％）	8.3	8.8	9.0	9.3	9.0

注1)「家計調査年報」より作成。

くを語る必要はないとも思われるが、表3からはなおこれが増加し続けていることを確認し、ついで生活保護水準と民間の給与を簡単に比較して見ておこう。

まず、たとえば生活保護モデル事例として(2007年度、東京1級地—1の場合)(世帯主30歳女性+子9歳小学生+子4歳)、ただし家賃は札幌を念頭において40,000円として計算すると、生活扶助1類(食費など)100,690円、生活扶助2類(光熱費など)53,290円、母子加算16,740円、児童養育加算10,000円、教育扶助6,760円、住宅扶助40,000円、合計=227,480円。現金給付:227,480円-(児童扶養手当+児童手当=56,720円)=169,860円となる。このほか現物給付:医療扶助がある。したがって、227,480円×12ヶ月=2,729,760円となる。この数字を大胆にもっと単純化し、300万円を基準として、これ以下の給与所得者がどれくらいいるかを見ると表3のようになる。

この表だけでおよそ(つまり民間給与所得者だけで)1,700万人以上のワーキングプアが存在し、男性の21.6%、女性の66.0%がそれに該当することとなる。もちろん、子どもを持つ世帯であれば、単親世帯以外に両親世帯が一般に多数派として存在しているので、さまざまなカップルの組み合わせもある。しかし、それでも社会階層的に似たもの同士の結婚が一般的である(同類婚)ことからすれば、そのある部分は生活保護水準以下になっている可能性も高い。

実際、ある試算によれば、たとえば40歳代で、夫・正社員+妻・正社員では世帯年収は平均で782万円、夫・正社員+妻・非正規社員では692万円だが、夫・非正規社員+妻・非正規社員では283万円と試算されている(『週刊東洋経済』2008年10

月25日号編集資料)。これでは家族形成の安定性はほとんどないに等しい。

3. 子ども・若者の教育—再生産の場の不平等

(1) 子どもの学習費(教育費)

以上のような状況は、保育料金や学校給食費の滞納に結びつく可能性を拡大させている。ちなみに、いわゆる就学援助の状況を見ておけば、公立の小中学校で文房具代や給食費、修学旅行費などの援助を受ける児童・生徒が増えたことを、ある新聞は「4年で4割増、東京・大阪、4人に1人」(朝日新聞2006年1月3日付け)と報じている。この基準が生活保護基準を若干上回る階層までが対象となっていることからすると、相当数の子どもたちがその水準(ワーキングプア世帯)で生活していることとなる。このことの不利がどう影響するかは、日本には本格的な研究が少ないので正確な判断はできないが、社会的不利の世代的再生産の固定化が懸念される(たとえば青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困』明石書店、2003年など参照)。

ところで、細部にわたる分析はここではすべて省略するが、教育費がいったいどれほど家計の負担になっているかを見る前に、そもそも子どもたちの学習費(学校教育費、学校給食費、学校外教育費など総額)がどうなっているかの一端を見ておくと、表4のようになっている。

ここでは世帯の年間収入(税込み)階層別に見ると、子ども1人当たりの学習費格差は、仮に最高を1,200万円以上層で子どもを私立に通わせている場合を100とすると、最低は幼稚園では400万円未満層・公立で28、小学校では400万未満層・公立で16、中学校では400万未満層・公立で26、

表3 給与階級別給与所得者数・構成比

	2002年		2004年		2006年	
	千人	%	千人	%	千人	%
300万円以下(男)	5,001	17.8	5,518	20.0	5,917	21.6
300万円以下(女)	10,592	63.7	11,145	65.5	11,490	66.0
300万円以下(男女)	15,593	34.9	16,663	37.5	17,408	38.8

注) 民間給与実態統計調査より作成。

表4 世帯の年間収入別、学校種別学習費総額 (単位:1,000 円)

	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
400 万円未満	210	459	250	705	368	1,042	434	819
400～600 万円	236	482	281	1,036	446	1,028	482	928
600～800 万円	274	578	321	1,169	448	1,171	537	918
800～1,000 万円	281	588	379	1,302	495	1,268	551	1,085
1,000～1,200 万円	347	652	454	1,357	584	1,311	596	1,197
1,200 万円以上	453	788	590	1,591	659	1,427	668	1,312

注1) 学習費総額とは学校教育費、学校給食費、学校外教育費などの合計。

2) 文部科学省「子どもの学習費調査結果」(2006 年度)より作成。

高校では400 万未満層・公立で33 となっている。子どもの教育にかかるお金の格差は、小学校段階で最大6.4 倍、公立小学校だけに限定しても格差は2.4 倍になって現れている。これは、「生まれた家庭」によって、子どもの教育環境(経済的な視点からだけ見ても)は、まったく大きな差があるということを示している。

しかも、少子化傾向とはいえ、子どもが2 人、3 人となれば、義務教育段階においてすらけっこの費用はかさむ。その負担はまた、子どもの進学状況に応じて大きくなる。たとえば、今すべての子どもが公立だとして小学校、中学校、高校にそれぞれ1 人、計3 人の子どもがいるとすると、その学習費総額は600～800 万円という標準階層で合計1,306 千円となる。さらに、もっとも低収入階層である400 万円未満層でも1,052 千円となる。2006 年度母子世帯平均所得が213 万円(全国母子世帯調査結果)であることからすれば、その負担度の大きさがわかる。

さらに(表示はしないが)高等教育にかかる費用についていえば、たとえば日本学生支援機構の

「学生生活調査結果」(2006 年度)によれば、大学学部(昼間部)の年間学生生活費(授業料などを含んで)は自宅学生で平均161.9 万円、下宿・アパート学生で223.5 万円となっている。学生の年間収入額は平均219.1 万だが、内訳は「家庭からの給付」が68.3%、奨学金が13.9%、アルバイトが15.4%などとなっていることからすると、親・家族の負担は相当なものである。それでも、親が借金をしなくても「給付」できる場合はいいが、できなければどこかで借りるしかない。その負担は厳しい。

実際、国民生活金融公庫(現在は日本政策金融公庫)の教育ローンを借用している家計では次のようになっている。200～400 万円層では、小学校以上の子ども全員にかかる在学費用は実に家計の半分以上(55.6%)を占めているのである。その他の階層でも家計の約4 分の1 となっている。

しかし、これでもまだ借りられるからいいかもしれない。これ以外にも、国民生活金融公庫からも借用できずに、スティグマに耐えながら「生活福祉資金貸付制度」や「母子及び寡婦福祉資金貸

表5 年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯年収に対する割合

	200 万以上 400 万未満 N=372	400 万以上 600 万未満 N=702	600 万以上 800 万未満 N=857	800 万以上 900 万未満 N=324	900 万以上 N=321
在学費用(万円)	163.8	166.5	188.4	207.0	221.1
割合(%)	55.6	33.8	27.3	24.8	23.2

注1) 小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用とその年収に対する割合。

2) 世帯年収990 万円以内で高校以上の学校に在学する子どもがあり、「国の教育ローン」を2008 年7 月時点で利用している世帯。

3) 日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)「教育費負担の実態調査結果(勤務者世帯)」、2008 年。

付制度」を利用する世帯もある。これらは地域の民生委員や福祉事務所を経由しなければ借りられないし、しばしば返還も親ぐるみである(青木「教育における排除と不平等」福原宏幸編『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社、2007年)。

借入利用者数がもっとも多いのが、進学する当人が学校を通じて借りる旧日本育英会奨学金(現日本学生支援機構)の貸与奨学金(ローン)である。名称は奨学金だが、それでも借りることにかわりはなく、返還を義務づけられている借金である。この点、教育ローンは、自立を促進するバネになることもあれば、逆に返還が重い負担となり、自立が阻害される場合もある。教育費負担の不平等は学校を離れてからじわじわと影響を及ぼしてくる。しかも、しばしば親や家族を巻き込んで、である。

先に見たようなワーキングプアの増加はこの教育ローン問題とも関連してくる。日本学生支援機構によれば、返還奨学金における3ヶ月以上の延滞債権額は2007年度末で2,253億円、同年度に返済されるべき3,175億円のうち2割を超える660億円が未返済だった。その理由は「低所得」が45.1%、ついで「借入金の返済」が25.3%だったという(朝日新聞2008年10月10日付け)。

(2) 希望の喪失と抑制

このような現実には、一般に親の熱心な進学期待をも左右させると考えて不思議ではない。たとえばその一端を、「子どもに進学してほしい学校」という調査結果から見ておくと表6のようになって

いる。経済的なことがすべてではないが、このような意識状況は当然子どもにも伝わるはずであり、家庭における教育的環境の不利は、そのまま多くの子どもたちの意欲をしばませている。そのことの確認はここではできないが、すでに「非教育ママ」の存在などが懸念されている(本田由紀「非教育ママの存在」同編著『女性の就業と親子関係―母親たちの階層戦略』勁草書房、2004年など参照)。

今述べたように、子どもたちへの影響の詳しい検討は別に譲るとして、最近、日本でも問題にされ始めている「子どもの貧困」(浅井・松本・湯澤編著『子どもの貧困』明石書店、2008年など参照)という現実が危惧される。先に見たように、子どもの健康までもが危ういものとなっている事態に加えて、表中に見る低所得層の「とくに希望ない」の高さ(30.0%)からすると、親と子どもたちの双方に「教育放棄」が見られているのではないかと推測される。だとすれば、日本社会の再生産が深部から不安定になっていく可能性を否定できない。

4. 構造変革の方向

(1) 公正としての正義

以上からは、日本社会の厳しい近未来像が浮き上がってくる。そこでは、これまで以上に、子どもたちの将来が、とくに子育て・教育の場としての家族の資源によって影響されてくることが懸念される。

表6 子どもに進学してほしい学校

	中学校 高等学校 (%)	短期大学 専門学校 (%)	大学 大学院 (%)	その他 (%)	とくに 希望ない (%)	合計 (実数)
200万円未満	16.7	15	38.3		30.0	60
200～400万円	15.7	14.4	43.7	0.5	25.7	389
400～600万円	7.2	12.7	60.2	0.2	19.7	664
600～800万円	5.2	9.3	70.1	1.1	14.3	441
800～1,000万円	4.8	10.7	70.1		14.4	187
1,000万円以上	3.1	2.4	89.0		5.5	127

注1) 財団法人・子ども未来財団『平成17年度・子育て家庭の経済状況に関する調査研究』(2006年)より作成。

もちろん、家族資源といっても経済的なことだけでなく、文化的なこと社会的なことまでを含んでいる。だが、文化的なことも、社会的なことも含んで、ここには子どもたちの「人生の見込み」における社会正義の達成が、個人意識の高まりとともに、いよいよ緊急かつ大きな課題となっていることが示唆されている。それはまた、先進国かどうかにかかわらず当てはまるだろう。なぜなら、そこでは家族資源の影響はさらに大きいからである。「公正としての正義」という視点からすれば基本中の基本ともいえようが、ここであらためて、J. ロールズの文章を引用しておこう。

「公正としての正義は、市民の人生の見込み—全生涯にわたる見込み（これは基本善の適当な指数によって特定される）—に関する不平等に焦点を合わせる。市民の人生の見込みは、次の三種類の偶然事によって影響される。すなわち、(a) 出身社会階層。つまり、生まれてから、分別のある大人に成長するまで過ぎた階層。(b) (実現された才能の対立概念としての) 生まれつきの才能と、そうした才能を発達させる機会—それは出身社会階層によって影響される。(c) 一生を通じて出会う幸運と不運（市民が病気や事故によって、また例えば、非自発的失業や地域的不況の期間に見舞われるもの）。……われわれがもし、それらの偶然事に起因する人生の見込みに関する人々の間での不平等を無視し、背景的正義の維持に必要な規制を設けぬままに、そのような不平等の跋扈を放置するとすれば、自由で平等な市民の間で協働を行うための公正なシステムという社会の観念を真剣に取り上げていないことになってしまうだろう」（ロールズ『公正としての正義』田中他訳、岩波書店、2004年）

つまり、不平等の跋扈を放置するとすれば、自分の生まれに責任のない子どもたちが、不正義のなかでもがき苦しみ、あきらめ、自暴自棄になっていく、あるいは逆に社会から引きこもっていく傾向も生まれ、さらに不安的な、リスクな社会が形成されることが危惧されてくる。近年の犯罪

動向の特徴（秋葉原事件から振り込め詐欺まで）はもしかしたらその先取りかもしれない。

（２）方向性

このような現状は変革不可能かといえば、必ずしもそうはいえない。その点で OECD の研究資料から、とくに子どもの貧困率と政策のあり方（所得再分配）を見ておきたい。表 7 は興味深い示唆を与えてくれる。

これを見ると、北欧諸国及びフランスにおいては、課税前と課税後によって、大きな所得再分配があり、子どもの貧困率（同一家族構成のもとで中位の可処分所得の 50%未満の世帯で生活している 17 歳以下の子どもの比率）が大幅に低下していることがわかる。続いて低下率が高いのはドイツ、イギリスなどである。しかし、アメリカやとくに家族主義的傾向の強い南ヨーロッパ諸国においては低下率は低く、日本だけが再分配はあっても逆に貧困率は上昇しているという大きな特徴を見せている。これでは、子どもの家族環境格差は縮まるどころか拡大していることになる。

しかし大事な示唆は、仮にスウェーデン並みの所得再分配政策を採れば、日本の子どもの貧困率は北欧以上に低くなるという見通しである。いずれにしても、総じて家族主義的規範が強いとされる国々で、貧困率が下がらないという現状には留意しておきたい。

ここでいくぶん繰り返しになるが、先に見た表 1 を基礎にして、欧米と日本のそれぞれの国を大胆に類型化すると、下記の図 1 に見られるように、少なくとも第 I 象限の北欧諸国と第 III 象限の日本は、対照的な存在として位置づけられるだろう。また第 II 象限の典型国としてはフランス、第 IV 象限としては必ずしも脱家族主義国とはいえない側面を有するが、アメリカを位置づけておこう。

そして、これまで述べてきた視点から総括的にいえば、貧困削減アプローチの基本方向は、もしも子どもの貧困率を引き下げ、生活環境格差、教育環境格差を縮小しようとすれば、第 III 象限から第 I 象限、場合によっては第 II 象限へと移行させることが追求されねばならないだろう。そのため

表7 税と社会保障制度が子どもの貧困率削減に与えた効果（2000年前後）（単位：％）

	子どもの貧困率の動向			
	課税前 (再分配前)	課税後 (再分配後)	減少率	仮定値*
スウェーデン	16.1	3.6	78	3.6
デンマーク	11.8	2.4	80	2.4
フィンランド	16.7	3.4	80	3.4
フランス	27.7	7.3	74	6.2
ドイツ	19.9	10.9	45	4.5
イギリス	29.1	16.2	44	6.5
カナダ	21.1	13.6	36	4.7
アメリカ	26.6	21.7	18	4.3
イタリア	15.9	15.7	1	3.6
ポルトガル	16.4	15.6	5	3.7
日本	12.9	14.3	-11	2.9
OECD 平均	20.5	12.2	45	4.3

注1）*仮定値：もしもスウェーデンと同じく減少率78%の政策と各国がとっていたらなら、想定される子どもの貧困率。

注2）P. Whiteford and W. Adema. What Works in Reducing Child Poverty: Reducing Benefit or Work Strategy? OECD SOCIAL, EMPLOYMENT, AND MIGRATION WORKING PAPERS 51, 2007. より作成。

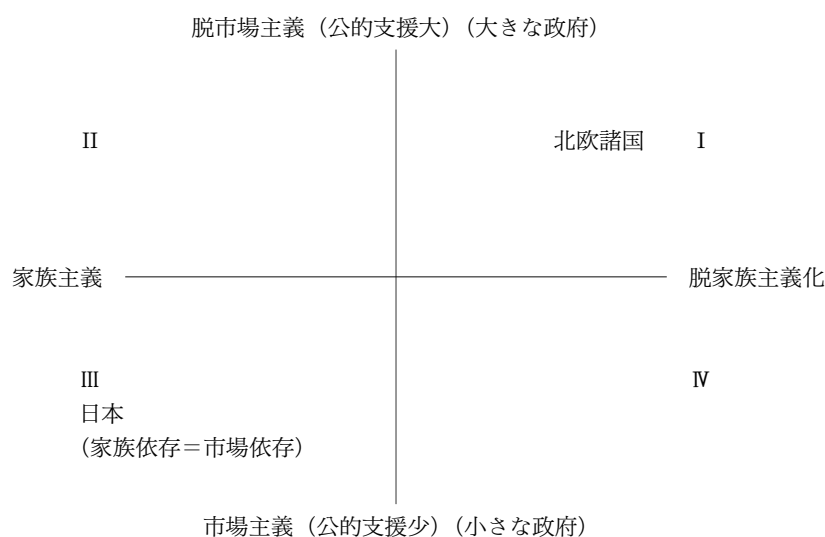


図1 比較「教育・福祉」国家類型

注）青木「貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第97号、2005年、を修正。

にはもちろん、国民の間の合意がなければことは進まない。

なお、誤解をなくすために少し図について説明

しておくと、市場主義・脱市場主義といっても、後者もまた市場は当然の前提としている。つまり、「脱市場主義」といっても相対的なものでもあり、

とくにここではアンデルセンのいうように、勤労者のライフサイクルにおいて「脱商品化」がより進んでいる、といったような意味で使っている。また家族主義・脱家族主義といっても、やはり家族が解体・消失するといったことではなく、「脱家族主義」とは福祉供給や教育費負担あるいは医療負担などに家族の負担が小さくなる方向が追求されている、といったような意味合いで使っている。

そのことを前提に、あらためて日本の位置を考えると、すでに見てきたように、教育や福祉のあり方は強く市場化されており、とくに高等教育部門ではいわば民営化されすぎており、したがってそれらのサービスは、親や家族あるいは自らの金銭で購入しなければならない構造におかれている。家族を含んだ「受益者負担論」（いいかえれば「子どもは親の責任」という規範）の支配、ここに大きな特徴がある。だから、一般に子どもの生活や将来は、彼・彼女たちを取り巻く家族資源に規定される度合いが強いということになる。これは果たして「公正としての社会正義」の実現といえるか、である。

5. 意識変革への展望

(1) 貧困のイメージ

以上のような構造的認識に加えて、もう1つ大事なことは、人びとがこれらをどう意識あるいは認識しているか、また仮にそれらを認識していれば、そのことが構造変革のエネルギーにストレートにつながるか、である。以下は、直接、これま

で述べてきたことを「問う」ような設問回答を提示し、方向性を示すのではない。しかし、「貧困観調査結果」(前出)の一部から、貧困削減に向けて、とくに社会の安定した再生産構造を創り上げていくためには、少なくとも課題がどこらあたりに横たわっているかを示しておきたい。

ところで、英語の POVERTY という用語は日常会話でもアカデミズムでも同じように英語圏では使われている。しかし日本では、貧困はアカデミズムや政策用語としては使われてきたにしても、日常会話では主に「貧乏」ということばが使われてきている。その点で貧困ということばは、ようやくメディアがジャーナリスティックな意味で使い始めたところにある。このように、貧困という用語は一般にはまだなじみ深いことばとはいええず、また差別的な意味を含むという意見もある。それはある意味、貧困が政策的にある階層を「貧困層」として区切るので、間違っているともいえない。さらに加えて、絶えずメディアから流される映像はアフリカ的な貧困の光景が圧倒的に多く、その事実に関連して貧困ということばがメディアによって使われるので、われわれの貧困のイメージは当然それに大きく影響されている。

このことを想定してたずねた結果が表8である。見られるように、「貧困」と聞いて人びとがイメージするのは、圧倒的に「テレビや新聞等で知る途上国や戦災国での生活」および「戦前や敗戦直後に見られた日本の生活」である。このことから浮かんでくるのは、通常アカデミズムや大学の

表8 「貧困」という言葉を聞いて（見て）、以下の内容を思い浮かべましたか、あるいは思い浮かべますか（「はい」「いいえ」「無回答」のうち「はい」の数値）

	大学生 N=873 %	民生委員等 N=1547 %	連合労働組合員 N=854 %
戦前や敗戦直後に見られた日本の生活	71.5	72.7	69.0
ホームレスの人びとの生活	70.8	46.7	53.0
生活保護世帯の生活	52.5	36.3	36.4
テレビや新聞等で知る途上国や戦災国の生活	87.3	84.6	85.6
過去あるいは現在の自分自身の生活	6.0	11.6	16.5
政治家や国民の精神的な意味での貧しさ	23.1	54	38.3

授業ではいわゆる「相対的貧困」概念が使われ、一定の浸透があるにしても、日常生活世界ではほとんど定着していない現実である。なお相対的貧困とは次のような概念である。

「個人、家族、諸集団はその所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事を取り、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされる」(P. タウンゼント、高山訳「相対的収奪としての貧困—生活資源と生活様式」『イギリスにおける貧困の論理』光生館、1977 年)といった意味内容を持つ。絶対的貧困概念が肉体的な再生産の関心を狭隘化させているのに対して、好対照である。

その意味は小さくはない。というのは、以上のような貧困の相対的意味が国民に浸透していない、定着していないとすれば、ホームレスの人びとや生活保護世帯の生活などと「貧困」ということばを結びつける必然性は弱くなるからである。当然のことといえば当然であり、むしろこのことに気がつかないで貧困問題を議論する側が「間違っている」ともいえないではない。

事実、次の表 9-A 及び B を見ると、ことの重大性はある程度推測できるようなにも思われる。すなわち、以上のような貧困ということばのイメージからすれば、ホームレスの人びとがなぜ形成されるについて、たとえ政府調査などによって失業問題がもっとも大きな原因とされても、またテレビなどを通じて河川敷や公園の「青テント」に代表されるホームレスのイメージがあっても、必ずしもその光景を「貧困」ととらえない人びとがいても不思議ではないからである。そこには、「探せば何かしらの仕事はあるだろう」「好きでやっている」という判断も働いていることは、われわれのインタビュー調査からもしばしば聞かれたところである。

また生活保護受給者に対して、理屈の上では、

表 9-A ホームレスとして路上生活をしている状況にある場合、「貧困にある人びと」と考えますか

	はい %	いいえ %	わからない %	無回答 %
大学生	65.5	19.5	14.7	0.3
民生委員等	35.4	36.7	23.5	4.4
連合労働組合員	47.2	35.9	15.8	1.1

表 9-B 生活保護で生活している状況にある場合、「貧困にある人びと」と考えますか

	はい %	いいえ %	わからない %	無回答 %
大学生	51.8	37.7	10.1	0.5
民生委員等	28.5	48.2	17.5	5.8
連合労働組合員	27.6	57.1	13.7	1.5

生活保護基準（仮に貧困ラインとして）を「満たしている」ことを条件に受給する・利用する訳だから「貧困とはいえない」ということもあるだろうし、何よりも国民年金水準などとの比較でいわれていることが（生活保護基準＞国民年金）浸透しているので、このような反応も驚くことではないかもしれない。ともかく、この事実をまず見ておく必要がある。

（2）貧困観の「社会的性格」認識とその評価

次の表 10 は、ヨーロッパ各国を対象に何年かごとに実施されている、いわゆるユーロバロメーター (Eurobarometer) の中の 1 設問を日本語に翻訳し、われわれのアンケート調査に組み込み、その結果を各国のそれと比較したものである。翻訳というバイアスがかかっていると思われるが、ともかく日本の貧困観（要因認識）は、こういう形の設問で聞いた限りでは、北欧諸国や旧社会主義圏の認識に近いことがわかる。

だが、これは人びとの単なる「知識」に近いものにとらえたに過ぎないかもしれない。すなわち、この結果が、端的に言えば、先に見た表 8 の北欧諸国のように政策展開が行われる力に転化すれば大きな意味を持つてくるであろうが、少なくとも現実の政策展開はそうっていないからである。

表10 貧困の原因に関する認識の国際比較

(単位：%)

	その人たちが不運であり続けたから	その人たちの頑張りが足らなかったから	個人的要因 A + B	社会にたくさんのお金があるから	経済発展にともなう避けられない現象だから	社会的要因 D + E	無回答	わからない	個人的要因(修正) C + H	社会的要因(修正) F + H
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
大学生	5.2	9	14.2	55.7	28.8	84.5	1.4	—	—	—
専門学校生	4.6	9.3	13.9	60.5	23.1	83.6	2.5	—	—	—
福祉関係者	7.5	17.8	25.3	48.5	21.5	70.0	4.9	—	—	—
M町住民	5.8	17.4	23.2	50.0	20.3	70.3	6.5	—	—	—
合計(日本)	6.4	14.2	20.6	51.9	23.8	75.7	3.7	—	—	—
ベルギー	17.9	17.9	35.8	31.2	23.6	54.8	4.4	4.9	40.7	59.7
デンマーク	27.5	19.3	46.8	12.8	30.6	43.4	6.0	3.8	50.6	47.2
ドイツ(西)	11.6	17.1	28.7	33.2	25.4	58.6	3.8	8.8	37.5	67.4
ドイツ(東)	9.8	14.4	24.2	50.1	18.9	69.0	3.6	3.1	27.3	72.1
ギリシャ	13.7	19.9	33.6	32.9	24.8	57.7	3.7	4.9	38.5	62.6
イタリア	19.4	15.4	34.8	36.1	15.8	51.9	6.2	7.2	42.0	59.1
スペイン	24.0	12.4	36.4	35.3	19.4	54.7	3.6	5.4	41.8	60.1
フランス	16.4	15.6	32.0	39.9	19.1	59.0	5.1	3.9	35.9	62.9
アイルランド	22.8	17.9	40.7	22.9	19.7	42.6	7.0	9.8	50.5	52.4
オランダ	23.2	11.9	35.1	19.3	22.5	41.8	14.2	8.8	43.9	50.6
オーストリア	12.6	22.3	34.9	29.6	24.2	53.8	6.6	4.7	39.6	58.5
ポルトガル	18.3	29.4	47.7	33.6	10.2	43.8	3.2	5.4	53.1	49.2
フィンランド	13.4	14.7	28.1	42.5	23.4	65.9	2.4	3.6	31.7	69.5
スウェーデン	13.1	8.5	21.6	42.0	27.1	69.1	5.2	4.1	25.7	73.2
イギリス	20.9	22.5	43.4	19.5	22.3	41.8	5.2	9.7	53.1	51.5
合計(合計)	17.5	17.6	35.1	31.4	21.9	53.3	5.7	5.9	41.0	59.2

注1) I及びJの数値は、われわれのアンケートでは「わからない」の選択しなかったこと、Eurobarometerの設問では「Don't Know」が入っていたことから、Hの数値(「わからない」)がすべてC及びFに流れたと仮定した場合の単純な計算値。

2) 原資料はEurobarometer 56.1, Poverty and Social exclusion in Europe (2001)であり、引用はSerge Paugam and Marison Selz. The Perception of Poverty in Europe since the Mid 1970s: Analysis of structural and conjunctual variation (2001)による。Http://www.nuff/ox.ac.uk/projects/ChangeQual/lasmas.asp

ここでは、あることを思い出すことも必要かもしれない。それは、人びとの実際の態度や行動を決めていく、あるいは隠された意識として大事なものは、いわば日常生活の価値観、規範、習慣といったことであり、したがってたとえ貧困の「社会的性格」の認識がアンケート結果で強く表れても、だからといって社会連帯が具体的に形成され、社会政策が充実するとは限らないことである。このことは、このユーロバロメーターを使って研究しているPaugam and Selzも指摘していることでもあるが、これを社会構築主義視点、あるいは知識社会学視点を導入していえば、以下のような指摘をあらためて考慮すべきかもしれない。

「知識社会学はまずなによりも、理論的なものであ

れ、前理論的なものであれ、人びとがその日常生活で〈現実〉として〈知っている〉ところのものをとり上げなければならない。ことばをかえれば、〈観念〉よりも常識的な〈知識〉こそが知識社会学にとっての中心焦点にならなければならない、ということだ。意味の編目を織りなしているのはまさしくこうした〈知識〉であり、この編目を欠いては社会は存立し得ないのである」(P. バーガー・T. ルックマン『新版・現実の社会的構成』山口訳、新曜社、2003年)。

「私たちの、私たち自身に対する感覚の構成や、人間としてのモラルな価値の構成に対してメディアが及ぼす力について………日常の営みにおいてメディアが中心的位置を占めるとする議論が重要であるとして採り上げられるならば、そのとき私たちは、研究

の財産目録がすでに存在し、明白で疑問の余地がなく、あるいは研究が明確な形をなしていると考えられるようなレベルから研究を進めることをストップしなければならない」(R. シルバーストーン『なぜメディア研究か』吉見他訳、せりか書房、2003年)。

つまり、たとえ、貧困の要因を社会的にとらえているのが事実であるにしても、他方で「働かざるもの食うべからず」とか、「努力したものが報われるべきだ」という思考様式や主観は、それが歴史的に作られてきたものであれ、きわめて強い。それはアメリカのハードワーク倫理とほとんど同じである。それらはまず日常生活で否定されることはないし、日本人の口癖は、家庭でも学校でも職場でも地域社会でも、「がんばれ」「がんばれば」「がんばっているから」といったことであり、それが判断基準となることも多い。これはまた、いわゆる「福祉依存」と関わった英語の *deserving* (援助に値する) *undeserving* (援助に値しない) といった評価につながる要素を色濃く持った言い方である。

さらに、途上国や戦災国、中国の地震災害、インドネシアの津波災害の被害、北朝鮮やアフリカ

の飢餓・極貧の映像など、そして他方での生活保護の不正受給など、これらをテレビなどで見ていれば、先のアンケート結果における人びとの貧困のイメージはまったく普通のこととして考えておかしくない。それゆえ、貧困問題への取り組みは、実はこのような現状をも意識しながら進める必要があるところに来ている。

(3) 両義的性格

以上のことを念頭におきつつも、とくに先の表10の結果とも関連して興味深いのは、さらに具体的に貧困の要因をたずねてみた場合、たしかに先に見た「貧困観の国際比較」を裏付けるように、次の表11も、連合労働組合員の回答では(他の場合でも同じだが)、「解雇や長期失業による」「地域の産業の衰退による」「社会福祉などの予算が少ないことによる」といった「社会的要因」をあげる率は高い。つまり、だれもが、予想通りに、関連する選択肢を選んでいる。ここに不思議さはないと考えていい。

しかし同時に注目したいのは、貧困の要因として採り上げる「家族の絆が弱いことによる」はいくぶん高いものの(39.6%、42.1%)、「親から受け継ぐものが少ないことによる」は極端に低いし

表11 現代社会において、なぜ人びとが「貧困に陥るのか」(要因)について、以下にいくつかの理由がかかれています。あなたはどのようになりますか(「強く思う」「思う」「思わない」「わからない」「無回答」のうち「強く思う」「思う」の割合) (単位: %)

	連合労働組合員	
	公務員 N=422	民間企業 N=432
社会福祉予算などが少ないことによる	62.6	58.4
となり近所が無関心なことによる	34.6	29.1
大きな病気やけがなどによる	43.9	43.7
家族のきずなが弱いことによる	39.6	42.1
親から受け継ぐものがないことによる	13.2	13.4
社会の助け合いの意識の不足による	55.0	51.7
アルコール中毒や薬物濫用による	31.5	26.0
解雇や長期失業による	83.0	79.2
地域の産業の衰退による	75.5	72.4
先のことを考えない生活を送ることによる	63.0	60.6
十分な教育を受けていないことによる	37.0	27.5
努力や頑張りの不足から	50.5	55.3
子どもが多いことによる	5.2	8.4
外国人の不法な滞在による	9.0	10.7

(13.2%、13.4%)、「十分な教育を受けていないことによる」もかなり低い(37.0%、27.5%)。すなわち、これまで強調してきた社会の「構造的現実から必然的に生まれてくる貧困の世代的再生産」という構図は、ここで見る限りは、あたかもそれが否定されたがごとく、組合員は「反応」していることである。

このとき、これがいわゆるパネル調査(複数世代にわたる縦断調査)によって、貧困や不平等が家族資源の多寡と関わって、いったいどれほど世代的に継承されていくかがまだ量的に証明されていないから「わからない」ということであれば、まったく肯けないことではない。

しかし、さらに突っ込んでみても「貧困」になったとき、あるいは「貧困から抜け出す」とき、どのように対応するかと問えば(表12)、学生も、民生委員等も、連合組合員も「努力する」「わが子だけは」とか「個人の頑張り」が結局は必要になると答えている。ここからは、人びとの貧困への意識や態度は、まことに両義的でもあるということが見えてくる。ここでは、明らかに人びとは、自分を想定したときには、貧困「知識」とはまったく違う反応をすることがわかる。

それは、さらにインタビュー調査で問えば、D. シップラーのこのような表現と重なってくることもある。

「人びとは、(貧困を：引用者挿入) どうすることもできないわけではなく、といって何でもできるのでも

ない。(貧困の：引用者挿入)個人と社会の責任という両極のサイドの間の範囲に沿ったどこかの、さまざまな地点の上に立っている。それぞれの人生は、間違った選択や不幸、とらなかった進路と生まれや環境という偶然の出来事によってとることのできなかった進路の複合物なのである」(D. シップラー『ワーキングプア—アメリカの下層社会』森岡他訳、岩波書店、2007年)

おわりに

貧困は、本報告のように、たとえ先進国に課題を限定しても、これを世界的な経済・政治・軍事・社会構造の中で問題にせざるを得ないのも事実である。だから、根本的な対応もそうあって当然でもある。また、近年ではいわゆる世界的な新自由主義の席卷のなかで貧困問題が形成されてきているという見方も正しい。さらに、具体的な貧困の解決には反貧困運動も不可欠な要素である。

貧困対策はまた、多くの国々が貧困層の自立対策の中心に就労政策をおきながら展開し、さまざまな施策が打たれてきているのも事実である。日本でも、非正規雇用の正規化、あるいはニート・フリーターあるいは母子世帯の就労促進などが議論され、具体化されてきている。ただ、子どもや家族対策としての所得再分配機能はきわめて弱い。

しかし、それらが貧困削減アプローチとして追求されながらも、これらと並行して考えていいことは、あらためて子どもたちの未来をめぐる「社

表12 A もしあなたあるいは家族が「貧困」になったとき、どのような気持ちになると思いますか(「はい」「いいえ」「わからない」「無回答」のうち「はい」の割合)
(単位：%)

表12 B 「貧困から抜け出す」方法として以下のような意見があるとして、あなたはどのように思いますか(「強く思う」「思う」「思わない」「わからない」「無回答」のうち「強く思う」「思う」の割合)
(単位：%)

	大学生	民生委員等	連合労働組合員
A あきらめずにはい上がる努力をする わが子だけは何とかはいあがらせたいと思う	59.3 71.1		63.5 76.7
B 個人の頑張りなどの努力が「抜けだす」方法 もっとやり直しのできる機会などを増やすこと	67.1 78.3	78.6 74.1	63.4 63.7

会的公正・平等」の確保の課題である。そしてそのためには、直接には貧困と関わらないようにも見られる家族主義的思考と市場との関連を問いつめることも必要である。それはまた、本報告では欧米と日本を対象としたが、これらの先進国以外の諸国にも適用されうる課題だと思われる。このことは、A. センのいうように、個々人の「潜在的な能力の欠如」が貧困であるとすれば、不可欠な作業であろう。なぜなら、個人の潜在能力を顕在化させる条件を創り出していくのは、こうした議論の積み重ねであろうと思うからである。

あらためて最後にいえば、なお家族が社会の再

生産構造にがっちりと組み込まれ、大きな多面的な役割を持たされている中で、その家族のある部分がはっきりと脆弱化し始めている。とすれば、今後の安定した社会という「持続性」はどうなるのか、一度は、みなさんに議論してほしいのは、このことである。

※本稿は国連大学グローバル・セミナー第8回金沢セッション（2008年11月22日）において発表したものをそのまま掲載している。

（北海道大学大学院教育学研究院・教授）